

公安委員会
説明資料No. 1

国家公安委員会委員長に対する
行政文書開示請求に関する
決定について

平成24年3月1日
国家公安委員会会務官

(略)

公安委員会

説明資料No. 2

国家公安委員会に対する審査請求に

関する裁決について

平成24年3月1日

国家公安委員会会務官

(略)

<p>公安委員会 説明資料No. 3</p>	<p>「義務付け・枠付けの更なる見直し」 のための関係法律一括整備法案について</p>	<p>平成24年3月1日 総務課 運転免許課</p>
-----------------------------------	---	------------------------------------

1 趣旨

「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（平成23年11月29日閣議決定）において、

- ・ 通知・届出・報告、公示・公告等
- ・ 職員等の資格、定数等

等に係る義務付け・枠付けの見直し措置が決定されたことを受け、関係69法律の一部改正を行う「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」を閣議決定するもの。

2 警察庁所管法律の改正概要

(1) 道路交通法の一部改正（第107条の6）

【国際運転免許証等保有者に関する処分情報の「報告」・「通報」】

国際運転免許証等保有者に関する運転禁止等の処分情報については、現在、処分を行った都道府県公安委員会から国家公安委員会への報告のみが義務付けられているところ、報告を受けた国家公安委員会が当該報告に係る事項を各都道府県公安委員会へ通報する旨の規定を追加するもの。〔公布の日から施行〕

(2) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正（第21条）

【留置施設視察委員会の委員の定数及び任期】

国家公安委員会が定める基準を参酌して、都道府県の条例で定めるところとするもの。〔平成25年4月1日施行〕

3 閣議

- 内閣府等と共同請議
- 平成24年3月9日（金）を予定

公安委員会
説明資料No. 4

犯罪被害者等給付金の裁定（岐阜県）に対する
審査請求事案の審理状況及び裁決について

平成24年3月1日
給与厚生課

(略)

1 経緯

- 平成22年10月に事業仕分け第3弾（特別会計仕分け）が行われた。

<交通安全対策特別交付金勘定についての評価結果>

勘定を廃止し、一般会計に統合

(とりまとめ内容)

自治事務により生じる収入であることを踏まえて、配分等については地方の現場に混乱が生じないように検討することを前提に一般会計に統合していただきたい。

- 本年1月24日に、「特別会計改革の基本方針」が閣議決定され、交通安全対策特別交付金については、次の方針で改革を行うこととされた。
 - ・ 交通安全対策特別交付金勘定を、平成24年度末に廃止する。
 - ・ 反則金収入は、一般会計に受け入れた上で交付税特別会計に繰り入れる。
 - ・ これらを内容とする法律案を次期通常国会に提出する。

2 改正案（交通安全対策特別交付金関係）の概要

(1) 特別会計に関する法律関係

- ・ 交付税特別会計において勘定（交付税及び譲与税配付金勘定、交通安全対策特別交付金勘定）を廃止し、反則金収入は一般会計に受け入れることとする。
- ・ 一般会計から交付税特別会計への各年度の繰入額は反則金収入見込額（予算額）を上限とするが、当該年度に繰り入れられなかった額については、翌年度以降に繰り入れることとする。

(2) 道路交通法関係

- ・ 交通安全対策特別交付金の各交付時期（9月及び3月）の交付額を算定する際に基準とする反則金収入の積算期間を、始期・終期とも一月早める。

〔 9月交付分：3～8月分収入を基準→2～7月分収入を基準
3月交付分：9～2月分収入を基準→8～1月分収入を基準 〕

- ・ (1)に伴い、所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日

平成25年4月1日

3 今後の予定

閣議請議 平成24年3月7日（水）（財務省、総務省等と共同請議）

公安委員会

「年齢条項の見直しに関する検討

平成24年3月1日

説明資料No. **6**

委員会」の開催結果について

総務課

(略)

1 事件概要

平成23年10月29日、千葉県警察において、男女間における暴力を伴うトラブルに関し被害女性（23歳）の父親から相談を受理し、傷害事件として捜査中のところ、同年12月16日、同トラブルの加害者である被疑者が長崎県に所在する被害女性の実家に押し掛け、被害女性の母親（当時56歳）及び祖母（当時77歳）を殺害したもの。

2 警察の対応の問題点

(1) 男女間トラブルの重大事件発展性に対する危機意識の不足

習志野警察署においては、被疑者から上申書を徴するとともに被害女性が御両親の保護下に置かれたことで危険性が低下したと考え、その後の相談等への対応に積極性を欠いたほか、傷害事件の捜査着手後も同女性の保護措置を強化したのみで事情聴取開始時期を早めるなどの措置を講じなかった。

(2) ストーカー規制法の運用上の問題

いわゆるストーカー規制法に基づく警告の主体は、警告の申出をした者の住所地を管轄する警察本部長等であるところ、関係県警察間においていずれの県警察が主体的に対応するのかについて必要な協議がなされず、同法に基づく警告や事件化の検討等の対応がとられなかった。

(3) 警察署における組織的対応の不備

習志野警察署では、被疑者をめぐる動向等について、適時・適切な署長報告がなされていなかったほか、生活安全課と刑事課との間における情報共有が不十分であるなど警察署内における連携が十分に図られていなかった。

(4) 関係県警察における連携の不備

被疑者の動向に関する情報の連絡が関係県警察間において十分になされていなかったほか、本部主管課を通じることなく関係警察署のみの間で行われていた。

(5) 本部主管課による指揮、指導の不在

千葉県警察においては、本部主管課による事案詳細の把握がなされていない一方、刑事部門においては、事案認知時における警察署から本部主管課への報告がなされていないなど、本部主管課による指揮、指導の機能が発揮されなかった。

3 再発防止策

(1) 意識改革

ア この種事案の特徴の再認識

- 人質立てこもり事件や誘拐事件と同様に、正に現在進行形の事件であり、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きい。

- 加害者の被害者に対する支配意識が非常に強く、「周囲の者が二人の仲を邪魔をしている」として親族等に危害を加える事例がある。

イ 求められる対応

- 重大事案への発展等、被害拡大の「予防」「未然防止」の観点から、いかなる手法をとることが事案に即して最も迅速かつ適切であるかを常に意識し、組織による的確な対応を徹底。
- 被害者に被害の届出の意思がない場合であっても、被害者のみならず親族等にも危害が及ぶ可能性を説明し説得し、説得に応じない場合でも、必要性が認められれば加害者の逮捕等について検討。

(2) 組織による的確な対応の徹底

ア 警察署長による積極的な指揮

- この種事案を認知した場合は、その全てについて署長に速報。報告を受けた署長は、速やかに生活安全課長及び刑事課長その他必要な課長等の補佐を受け、事案の処理方針及び処理体制を決定。
- その際、処理方針に応じて生活安全課長又は刑事課長のいずれかを事案処理担当課長に指名するとともに、ストーカー規制法等に基づく行政措置、刑事事件化等採るべき措置に応じて処理体制を確立（必要な場合にはプロジェクトチームを編成し専従体制を確立。）。

イ 警察本部への報告

- 署長は、認知した事案について、速やかに本部ストーカー事案等担当課に速報。事案の処理担当課長に刑事課長を指名した事案については、刑事部担当課（捜査第一課又は捜査指導担当課）にも速報。
- また、決定した処理方針及び処理体制のほか、処理経過についても遅滞なく本部報告。

ウ 警察本部による指導等

上記本部担当課は、報告を受けた処理方針及び処理体制を吟味の上、警察署に対する指導・助言を実施するほか、必要な場合には要員を応援派遣するなど処理体制の確立を支援。

エ 関係都道府県警察の連携

- 関係場所（被害者及び被害が及ぶ可能性のある親族等並びに加害者がそれぞれ通常所在する場所）が複数の都道府県にわたる場合には、関係都道府県警察があらかじめ指定した連絡担当官を通じて緊密に連携し情報を確実に共有。
- この場合において、ストーカー規制法に基づく行政措置を行う必要を認める場合には、関係都道府県警察が協議の上、主導的に調整を行う主管警察本部を決定。

(3) 教養の徹底

上記(1)及び(2)について、全職員への教養を実施し、対策を周知徹底。

4 今後の予定

- (1) 御遺族への説明等
- (2) 通達の発出
- (3) 全国会議の開催

1 概要

1 頁

(1) 生活経済事犯の現状

- 生活経済事犯のうち、利殖勧誘事犯(※)は被害が依然深刻。被害者中、高齢者の割合が非常に高い。
※ 未公開株、社債、外国通貨の取引、ファンドへの投資勧誘、投資被害の救済を仮装し、金を集める悪質商法。無登録金融商品取引業、預り金の禁止違反、無限連鎖講が典型。詐欺に当たるものも少なくない。
- 利殖勧誘事犯以外の生活経済事犯は、全体として被害の減少傾向が続く。

(2) 生活経済事犯被疑者の検挙

- 平成 23 年中の検挙事件数は 10,107 事件、検挙人員は 12,888 人で、やや減少傾向。

(3) 生活経済事犯利用口座の凍結

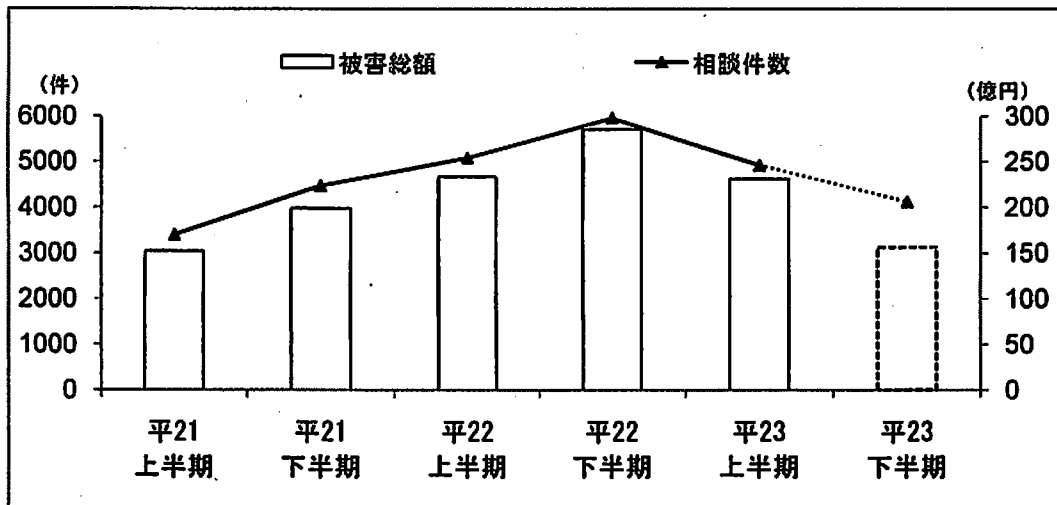
- 生活経済事犯利用口座として、平成 23 年中に金融機関に凍結を求めた件数は、24,535 件(+9,651 件、+64.8%)と、前年比で大幅増加。

2 利殖勧誘事犯

3 頁

(1) 被害の現状

【利殖勧誘事犯の既遂被害に係る全国の消費生活センターへの相談件数】



- 全国の消費生活センターへの相談件数は、平成 22 年より減少したが、平成 21 年を上回り、依然として深刻な状況。被疑者検挙、犯罪利用口座の凍結、官民を挙げた諸対策により、被害拡大をかるうじて押し止めているのが現状。
- 相談件数中、契約当事者が 60 歳以上の割合は 82.8% で、上昇傾向。

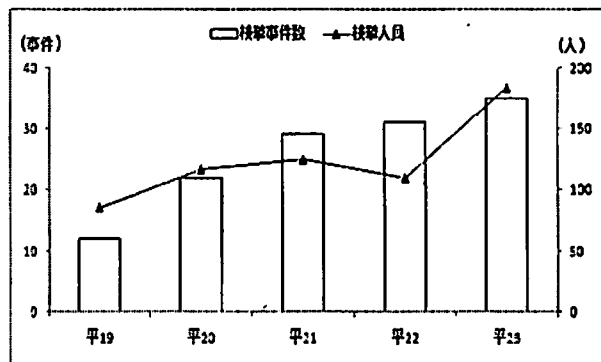
【利殖勧誘事犯の検挙状況の推移】

(2) 対策の状況

4 頁

ア 被疑者の検挙

- 検挙事件数は 35 事件、検挙人員は 184 人、被害人員等は 64,330 人、被害額等は約 590 億 7,191 万円と、平成 19 年以降おおむね増加傾向。



イ その他の対策

5 頁

(ア) 利殖勧誘事犯利用口座の凍結

- 金融機関に凍結を求めた件数は 2,746 件、口座数は 2,175 口座と大幅増加。うち法人名義口座数は 1,708 口座と、大多数は法人名義口座。
- 凍結を求めた法人名義口座の名義人のうち少なくとも 181 法人の所在地がバーチャルオフィス（※）と同一。

※ 郵便物受取サービス、貸し住所サービス、電話受付サービス等を提供。犯人側は、代表取締役をにわかにならして仕立て上げた上で、都心一等地に会社実在を仮装して法人登記し、法人名義口座を開設するため、バーチャルオフィスを利用。

(イ) 金融機関に対する法人名義口座開設時審査の厳格化の求め

- 利殖勧誘事犯利用口座の大多数が法人名義口座であるため、(株)ゆうちょ銀行及び全国銀行協会に法人名義口座開設時審査の厳格化を要請。

(ウ) 金融機関に対する利殖勧誘事犯利用凍結口座名義法人情報の提供

- (株)ゆうちょ銀行及び全国銀行協会に対し、利殖勧誘事犯利用凍結法人名義口座リスト提供の用意を伝え、早期活用を要請。

(エ) 行政機関に寄せられた犯罪被害相談情報の警察への提供

- 行政機関に寄せられた利殖勧誘事犯被害に係る相談情報を相談者の同意を得て警察に提供する枠組みを構築。

(オ) 利殖勧誘事犯被害申告促進のためのポスター等の整備

- ポスター、リーフレット及び警察職員向け手引書を作成、配布。

(3) 課題と今後の取組

7 頁

- 被害情報の能動的収集と迅速な被疑者検挙・口座凍結
- 消費生活センターから金融機関への犯罪利用口座情報提供の促進
- 被害者や消費生活センターからの情報提供に対する金融機関の適切な対応の促進
- バーチャルオフィスによる適正な顧客本人確認の促進

3 利殖勧誘事犯以外の主な生活経済事犯

(1) 特定商取引等事犯（※）

10 頁

※ 訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引等で不実を告知するなどして商品や役務を販売する悪質商法。

- 被害は減少傾向だが依然少なくない。高齢者の割合も高く、重点的取締りを継続。

(2) ヤミ金融事犯

14 頁

- 各種相談件数、被疑者検挙とも減少傾向。事件も小型化傾向。暴力団との高い親和性ゆえ重点的取締りを継続。「クレジットカード現金化」対策も継続。

(3) 無承認医薬品事犯・偽ブランド品事犯

21 頁

- いずれも中国（本土）が主な仕出地。国内の被疑者検挙、ネット広告削除とともに、仕出国当局への被疑者検挙及びネット広告削除の働きかけを継続。

27 頁

4 総括

- 国民生活に深刻な影響を及ぼす 4 類型の生活経済事犯の最優先取締り
 - ①利殖勧誘事犯、②高齢者狙いの特定商取引事犯、③暴力団によるヤミ金融事犯、④国民の健康を脅かす現実的可能性が高い事犯
- 主な取組事項は、被害情報への迅速な対応、犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供、速やかな捜査着手、関係省庁・機関への働きかけ

(※ 別紙省略)

1 事案概要

平成15年9月10日、奈良県橿原市内で発生した窃盗（転ねり）事件に関し、現場から逃走した車両を警察官が発見し、職務質問を実施しようとするも、同車両は、一般通行車両と接触事故を起こしながら約20km以上にわたり逃走した。その後、同車両は、同県大和郡山市内の交差点付近において渋滞により停止し、警察車両等に取り囲まれたが、警察車両等にぶつかりながら更に逃走を図ったことから、警察官3名が車両に向けて拳銃8発を発射した。この射撃により運転手Yが重傷を負い、助手席に同乗していたX（当28歳）が死亡した。

Xの親族は当該警察官を特別公務員暴行陵虐致死罪等で告訴したが、奈良地検において不起訴となったことから、平成18年1月、付審判請求を行い、平成22年4月14日、付審判決定がなされたもの。

2 関係職員（当時の所属及び年齢）

A 巡査部長 機動捜査隊(27歳) 1発発射 Xに命中

B 巡査 自動車警ら隊(26歳) 2発発射 X、Yに1発ずつ命中

なお、以下の2名については、付審判請求がなされたが、請求が棄却されている。

C 巡査 自動車警ら隊(26歳) 5発発射 車両のみに命中

D 巡査部長 橿原警察署刑事課(45歳) けん銃所持

3 判決結果

平成24年2月28日 奈良地方裁判所

無罪（求刑：懲役6年）

4 判決要旨

○ 殺意の存否

被告人兩名は、発砲当時Yの腕以外に命中する可能性を全く考えておらず、また、Xに対する未必的殺意も手配車両の乗員全体に対する概括的な未必的殺意もなかったとみる余地が多分に残り、被告人兩名に殺意があったとは認定できない。

○ 共謀の存否

被告人兩名間には、XないしYに対する殺人行為はもちろん、発砲行為自体についても、共謀がなかったことが認められる。

○ 警職法第7条の要件該当性

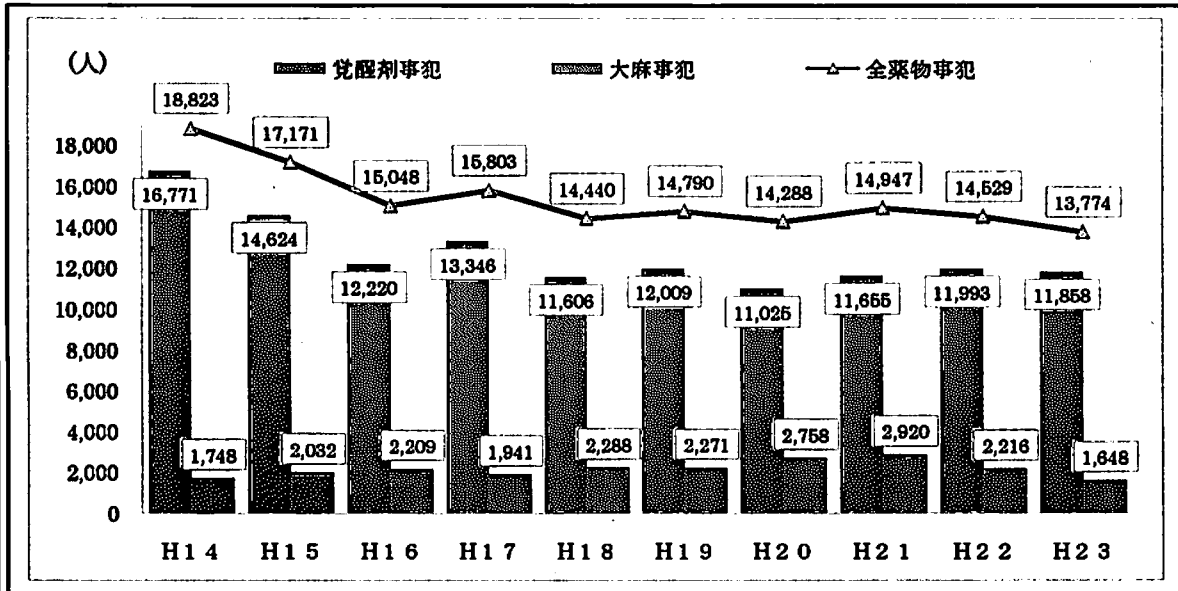
被告人兩名の行為は、警職法第7条本文及び1号の要件を充足するものであり、また、防衛行為の観点からも適法であった可能性が否定できず、いずれの観点から見ても、警職法第7条により許されない違法な行為とは認められない。

【薬物情勢】

1 薬物事犯の検挙状況

- ・ 検挙人員のうち、覚醒剤事犯が 86.1%、大麻事犯が 12.0%
- ・ 覚醒剤事犯の検挙人員は横ばい。大麻事犯は減少傾向。

4 頁
3 頁



2 人口 10 万人当たりの年齢層別検挙状況

- ・ 覚醒剤事犯は、20 歳代以下の若年層の減少傾向及び 40 歳代の中年層の増加傾向が継続。
- ・ 大麻事犯は、20 歳代以下の若年層が大きく減少。

5 頁
8 頁

《覚醒剤事犯》

(人/10万人当たり)

	H9	H19	H20	H21	H22	H23
40～49歳	14.3	17.6	17.2	19.0	20.1	20.6
14～29歳	34.4	14.0	12.3	11.9	12.0	11.2

《大麻事犯》

(人/10万人当たり)

	H9	H19	H20	H21	H22	H23
14～29歳	2.4	6.8	7.7	8.1	6.2	4.2

3 再犯者等の検挙状況

- ・ 覚醒剤事犯の再犯者率は、増加傾向。
- ・ 大麻事犯の初犯者率は、減少傾向。

6 頁
9 頁

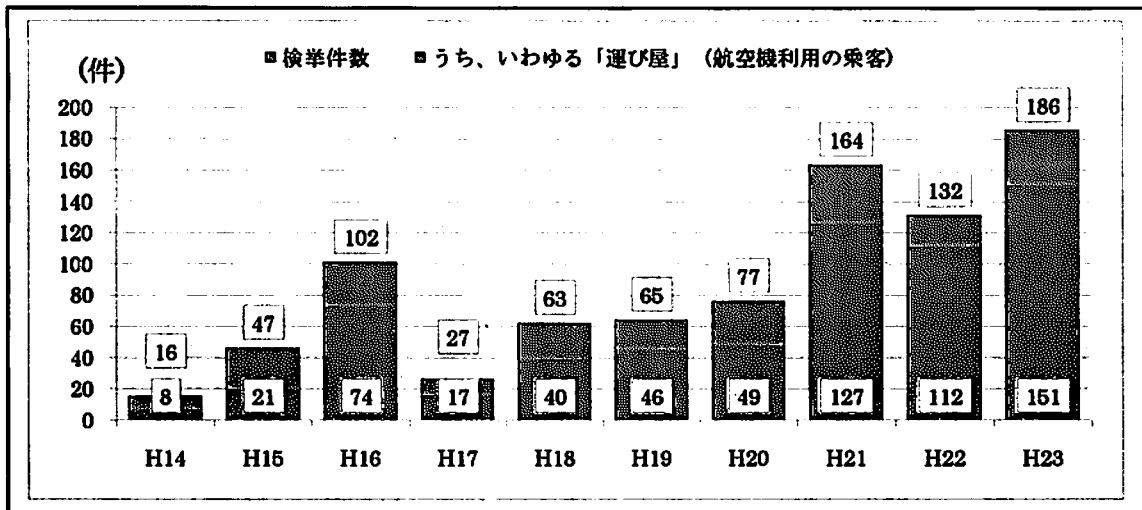
(%)

	H9	H19	H20	H21	H22	H23
覚醒剤事犯再犯者率	46.7	55.9	56.1	58.0	59.3	59.4
大麻事犯初犯者率	85.1	86.7	85.5	84.8	81.4	80.3

4 覚醒剤密輸入事犯の検挙状況

- ・ 検挙件数は平成に入り最多。
- ・ 約8割は、「運び屋」によるもの。
- ・ 「運び屋」事犯の約2割にナイジェリア人が関与。

12 頁
13 頁
16 頁



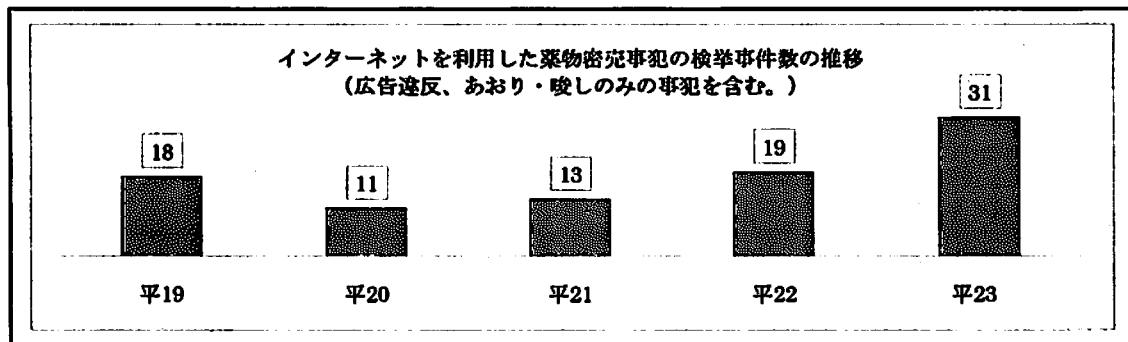
○ 検挙事例

ラップ等に包んだ覚醒剤を嚥下して体内に隠匿し密輸入したカメルーン人の男(38)を覚せい剤取締法違反(営利目的輸入)で逮捕。
その後の捜査により、行動を共にしていたナイジェリア人の男(40)を覚せい剤取締法違反(営利目的所持)で逮捕(9月・栃木県警察)。

5 インターネット利用薬物密売事犯の検挙状況

- ・ 検挙事件数が31件と増加。

27 頁



*同一の被疑者で関連する余罪を検挙した場合でも、一つの事件として計上。

○ 検挙事例

インターネット掲示板に覚醒剤等違法薬物の密売広告を書き込み、覚醒剤等をレターパック350を利用して密売していた無職の男(43)を覚せい剤取締法(営利目的所持)等で逮捕し、覚醒剤1.7グラム等を押収。

覚醒剤の購入者等14人を覚せい剤取締法違反(使用)等で検挙(5月・京都府警察、徳島県警察、長崎県警察)。

(注) 郵便事業株式会社の「レターパック」とは、専用の封筒を利用し、荷物や信書を定額(350円又は500円)で送れるもの。ポストへの投函も可能で、追跡サービスもある。「レターパック350」は、受取人の署名等が不要。

6 今後の取組方針

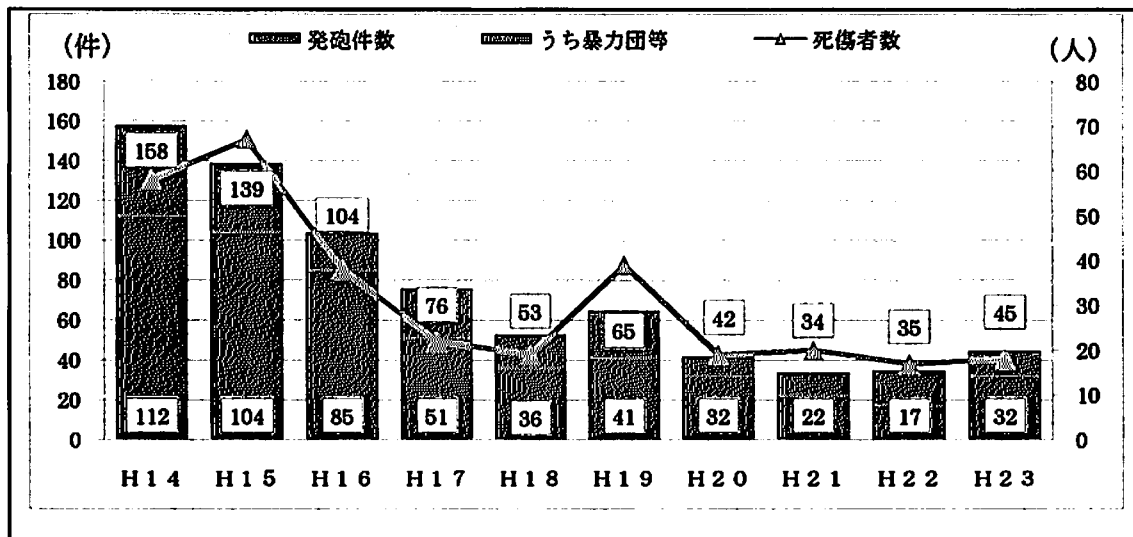
- ・ 多発する「運び屋」方式による薬物密輸入事犯の取締りの強化
- ・ ナイジェリア人薬物密輸密売組織の実態解明及び取締りの強化
- ・ インターネット、レターパック、宅配便等を利用した薬物密売事犯及び末端乱用者の検挙の徹底

【銃器情勢】

1 銃器発砲事件の発生状況

- ・ 暴力団等によるとみられる銃器発砲件数が増加。
- ・ 対立抗争によるものは、9件。

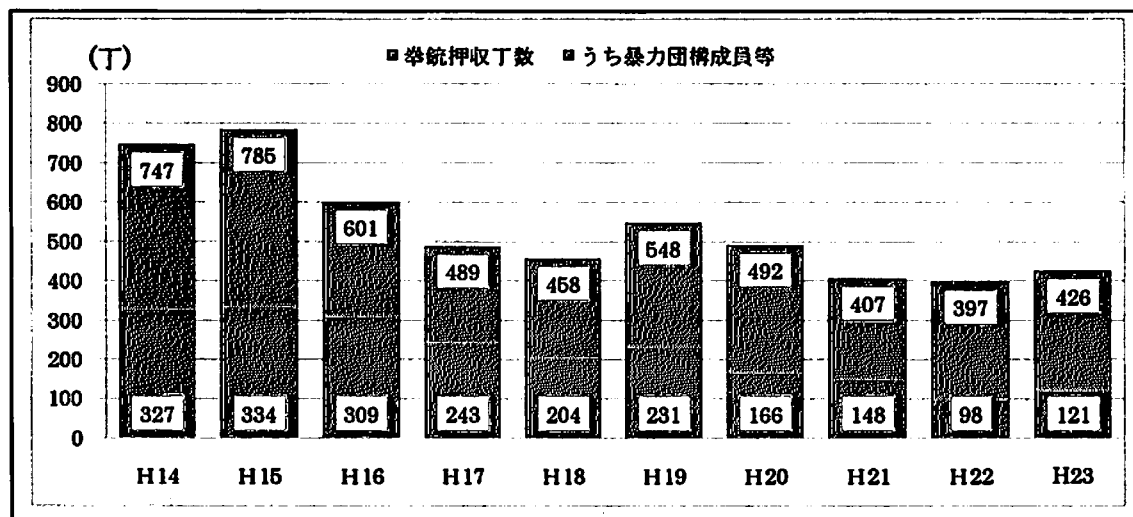
29 頁



2 拳銃の押収状況

- ・ 拳銃押収丁数は、増加。
- ・ 暴力団構成員等からの押収も増加。

31 頁



○ 押収事例

- ・ 山林や空地の土中に拳銃3丁、拳銃実包43個を分散隠匿していた山口組系組織組長(60)と幹部(49)を銃刀法違反(拳銃加重所持)で逮捕(9月・香川県警察、福岡県警察、岡山県警察)。
- ・ 公営団地共有地の物置床下からバッグに入った拳銃1丁、実包7個が見つかった事件で、道仁会系組織幹部(34)ら2人を銃刀法違反(拳銃加重所持)で逮捕(3月・佐賀県警察)。

3 今後の取組方針

- ・ 拳銃110番報奨制度の活用を含めた拳銃情報収集の強化
- ・ 様々な捜査手法を駆使した拳銃の摘発強化

注:平成23年中の数值は暂定値である。(※ 別紙省略)

1 標的型メール攻撃事案の把握状況

警察では、平成23年4月から9月までの間に、震災や原発事故に関する情報の提供を装ったものを始めとする標的型メールが我が国に合計891件送付されていたことを把握していたところであるが、10月から12月までの3ヶ月間では、合計161件の標的型メールが我が国の民間企業等に送付されていたことを把握。

2 事業者等における新たな対策の状況

「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」を構成する約4,000の事業者等に対し、防衛産業関連事業者等に対する標的型メール攻撃事案の顕在化を受け、新たに講じた対策の実施状況について聴取した結果、全職員に対し、標的型メール攻撃に関する注意喚起を実施するなど、全体の約90%の事業者等が新たな対策を講じたと回答した。

3 情報窃取を企図したとみられるサイバー攻撃事案に係る分析

平成23年中に警察で分析した標的型メール攻撃に使用された不正プログラムはほぼ全て、感染するとコンピュータが外部への接続を行うものであった。接続先は、約23%が中国、約18%が米国、約14%が韓国であり、外部への接続を行う際、IPアドレスやコンピュータ名等の情報システムに関する情報を送信するものも確認している。

また、攻撃者は、標的型メール攻撃により特定の端末に不正侵入が可能となった後、当該端末と同一のネットワーク内で稼働するID・パスワードを管理するサーバへの不正侵入を行う例があったことから、不正侵入の拡大を防止するためには、ID・パスワードを管理するサーバの管理者権限を厳重に管理することが重要である。

4 警察のサイバーインテリジェンス対策の取組

警察では、平成23年8月に情報窃取の標的となるおそれのある全国約4,000の事業者等と構築した「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」を順次拡大しており、平成24年1月1日現在約4,300の事業者等が参画。また、内閣官房を始めとする関係省庁と連携し、今後、政府機関に対する標的型メール攻撃に関する情報と本ネットワークを通じて得られた情報を関係者の了解を得た上で共有するなど、更なる情報の集約を図る。

1 被害状況（2月29日現在。以下同じ。）

死者：15,854人、行方不明者：3,276人、負傷者：6,023人

2 警備体制

- これまでに全ての都道府県警察から約95,400人の警察官を派遣。
- 約4,800人体制で災害警備活動を実施中。
 - ・ 自県部隊：約4,200人（岩手、宮城、福島）
 - ・ 派遣部隊：約560人（岩手派遣なし、宮城約40人、福島約520人）
- 被災3県情報通信部への職員派遣については、12人体制で継続。

3 これまでの特別派遣部隊の数等

県別	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約27,600人	約36,700人	約31,100人	約95,400人
人・日(延べ)	約261,000人	約339,900人	約305,100人	約906,000人

4 主な災害警備活動等

- 行方不明者の捜索活動等
 - ・ 岩手県警察では約80人、宮城県警察では約60人、福島県警察では約60人の態勢（3県警察とも自県態勢のみ）で捜索活動を継続。
 - ・ 関係機関と合同による一斉捜索を実施。
- 福島第一原子力発電所周辺における活動
 - ・ 特別警備隊等特別派遣部隊約520人態勢で、警戒区域、計画的避難区域等における検問、警戒及び福島第一原子力発電所周辺における重点パトロール等を実施。
 - ・ 特別出向の警察官145人を中心に編成された特別警ら隊(181人体制)が警戒区域外周を中心にパトロール等を実施。
 - ・ 特別出向の警察官50人及び特別派遣の警察官10人を中心に編成された機動捜査隊が警戒区域等での初動捜査活動を実施。
- 身元確認

警察官約50人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約15,300体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約97%）。
- 防犯及び犯罪取締り

仮設住宅の防犯対策を推進しているほか、被災地での犯罪を抑止するため、特別出向者を含む地元県警察及び地域警察特別派遣部隊による警戒・警ら活動を実施。

さらに、被災地での犯罪取締りに迅速に対応するため、特別機動捜査派遣部隊を福島県に派遣し、機動力を活かしたよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を強化。

1 P2P観測システムの概要

- P2P観測システムは、ファイル共有ネットワーク^{※1)}の実態を把握するため、平成22年1月1日から運用を開始したもので、ファイル共有ネットワークを巡回して、公開されているファイル情報^{※2)}を収集し、各種の分析・検索を実現。
- 放流元の解明等捜査への支援を実施。

注1) Winny、Share等のファイル共有ソフトが構築するネットワーク

注2) IPアドレス、ファイル名、ファイルサイズ等

2 P2P観測システムの運用状況

(1) ファイル共有ネットワークの接続状況（前年比、別添参照）

ア Winny

- ・ 接続コンピュータ数：約4割減少（約 6万台/日 ⇒ 約3.5万台/日）
- ・ 流通ファイル数：約3割減少（約330万個/日 ⇒ 約230万個/日）

イ Share

- ・ 接続コンピュータ数：約2割減少（約 12万台/日 ⇒ 約 10万台/日）
- ・ 流通ファイル数：概ね横ばい（約 80万個/日）

ウ 日別、時間帯別の接続状況

- ・ 土日や休日のほか、午前零時頃をピークに深夜帯に増加する傾向。

(2) 捜査部門からの支援要請件数

- ・ 平成23年は614件で、前年比約2倍増。（331件/年 ⇒ 614件/年）

【主な活用事例】

- ・ 他人のパソコンに感染させる目的で、ウイルスを保管していたもの。（7月・警視庁）
- ・ 児童ポルノなど動画ファイルをインターネット利用者に公然陳列したもの。（10月・鹿児島）
- ・ 著作物を許可なく公衆送信し、著作権を侵害したもの。（11月・全国一斉）